

平成 30 年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 25 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は、問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の右上の所定欄に貼付してください。1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙の散逸や紛失等を防ぐため、答案用紙の左上をホッチキスで留めてありますので、外さずそのままの状態で作成してください。答案作成に当たっては、答案用紙のホッチキス留め部分を折り曲げても差し支えありませんが、ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。
- 14 問題に関する質問には、一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- 18 試験終了後、答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていたり、機の通路側に回収されずに置いてある場合は、直ちに挙手等の上、試験官に申し出てください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- 19 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

平成30年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ
時 間 2時間}

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の **問 1** ~ **問 4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社は、製造業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成29年4月1日に開始するものを平成29事業年度というように表記する。

Pは、A社の営業部長であり、使用人としての職務を有する役員である。また、B社は、X国に本店が所在する外国法人であり、A社は、B社の発行済株式の30%を保有している。

平成29年4月30日、A社は、同社の本店の所在するY市に対して、公園整備のための資金として現金300万円を寄附した(事実①)。

平成29年6月3日、A社は、B社から5,000万円の配当を受け取り、B社は、X国の法令に基づき当該支払配当額の全額を損金に算入した(事実②)。

平成29年9月4日、A社は、国内にある甲土地を非居住者Qから購入した。購入対価は、当時の時価相当額である2億円であり、国内においてQに支払われた(事実③)。

平成29事業年度に、A社がPに対して支給した使用人としての職務に対する給与の額は、他の使用人に対する給与の支給状況に照らして不相当に高額であった(事実④)。

問 1 事実①に関して、この寄附は、A社において法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実②に関して、A社の受け取った配当は、法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 3 事実③に関して、A社には、課税上どのような義務が課せられるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実④に関して、A社がPに対して支給した使用人としての職務に対する給与の額は、法人税法上どのように扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

平成30年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

A社、B社、C社及びD社は、いずれも製造業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社には、発行済株式の50%を超える持分を保有する株主は存在しない。A社は、B社の発行済株式の全てを保有している。C社は、A社の発行済株式の0.1%を保有する法人株主であり、Rは、同じく0.01%を保有する個人株主である。また、Rは、個人で食品販売業を営んでいる。D社の資本金の額は1,000万円であり、D社は、設立以来、承認を受けて青色申告書を提出している。

A社、B社、C社及びD社は、いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成29年4月1日に開始するものを平成29事業年度というように表記する。また、これらの法人の消費税の課税期間については、事業年度と同じものとする。

平成29年6月3日、A社は、取引先に対して乙土地の譲渡を行った。この土地のA社における取得価額は8,000万円、譲渡時における時価は1億5,000万円、譲渡対価は1億円であった。

平成29年7月3日、A社は、保有する全てのB社の株式をA社の株主に対して、その持株数に応じて分配した。C社及びRも、この株式の分配を受けた。

平成29年8月3日、Rは、たな卸資産である食品の一部を、自己の夕食用の食材として使用した。

A社は、地方への事業拡大を企図して、平成26及び27事業年度において休業状態であったD社の発行済株式の全てを、平成28年4月1日に購入した。D社は、同日付で事業を再開した。D社の平成28年4月1日から9月30日までの課税売上高は1,200万円であったが、平成28事業年度には300万円の欠損金額が生じた。また、D社には、休業直前の平成25事業年度において欠損金額600万円があった。

D社は、平成29事業年度によりややく黒字となり、欠損金額を考慮する前の同事業年度の所得の金額は2,000万円であった。

問い 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

- ① A社による乙土地の譲渡は、有償による資産の譲渡に該当するので、益金の額に算入すべき収益の額は、譲渡対価の1億円である。
- ② A社による株式分配が適格株式分配に該当した場合、C社が受け取ったB社の株式は、剰余金の配当から除外されるだけでなく、配当等とみなされて課税されることもない。
- ③ Rが自己の夕食用の食材として使用した食品の時価相当額は、Rの事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない。

平成30年論文式租税法

- ④ D社は、平成29事業年度の法人税額の算定上、前事業年度までに損金算入等されず未処理であった欠損金額900万円を損金の額に算入できる。
- ⑤ D社は、平成29事業年度について、消費税を納める義務を免除されない。

平成30年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第1問とあわせ
時 間 2時間}

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的注意事項

1. **問題 1** の **問 1** 及び **問 2** [問] 1. について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を記入しなさい。
2. 端数処理は、答案用紙に指示があるものを除き、1円未満の端数を切り捨てなさい。
3. 問題文中のXXX, XXX, XXXの金額は各自で求めなさい。
4. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

問 1 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という。)の当期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)における納付すべき法人税額の計算に関して、次の[資料] 1.～11.に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械部品の製造販売を事業とする非上場会社である。
- (2) 当社は、設立以来同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、法人税及び事業税等について、1か月の申告期限の延長の申請を行い、承認を受けている。
- (4) 当社の当期末における資本金の額は、500,000,000円である。
- (5) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜きの金額である。
- (6) 問題文中の住民税は道府県民税及び市町村民税の合計金額である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。
- (7) 問題文中の源泉所得税額等には、源泉所得税の額に加えて、復興特別所得税の額が含まれている。

2. 受取利息及び受取配当金等に関する資料

(1) 当期の受取利息及び受取配当金等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉所得税額等」を租税公課又は法人税等に計上している。

銘柄等	区分	計算期間 (注6)	収入金額 (注7)	源泉所得 税額等	備考
A社株式	剰余金の 配当	平成29年1月1日 ～平成29年12月31日	2,000,000円	408,400円	(注1)
B社株式	剰余金の 配当	平成28年7月1日 ～平成29年6月30日	300,000円	45,945円	(注2)
C社株式	剰余金の 配当	平成28年7月1日 ～平成29年6月30日	10,500,000円	0円	(注3)
N外国債券	利子		1,000,000円	0円	(注4)
定期預金	利子		100,000円	15,315円	(注5)
合計				469,660円	

(注1) A社株式は非上場の内国法人の株式である。当社は、平成28年9月1日にA社の発行済株式総数の70%を取得し、その後継続して保有している。A社は平成29年12月31日を基準日、平成30年3月26日を効力発生日として剰余金の配当を行った。

(注2) B社株式は東証マザーズに上場されている内国法人の株式であり、当社は平成29年6月1日に取得し、その後継続して保有している。B社は平成29年6月30日を基準日、同年9月26日を効力発効日として剰余金の配当を行った。当社は基準日においてB社の発行済株式総数の1%を保有していた。

(注3) C社は、平成26年1月1日に当社の100%子会社としてX国に設立された外国法人であり、当社は、C社の設立以来、C社の発行済株式総数の全てを継続して保有している。C社は平成29年6月30日を基準日、平成29年9月30日を効力発生日として、剰余金の配当を行った。剰余金の配当に当たり、X国において剰余金の配当に係る外国税1,575,000円が源泉徴収されている。なお、C社より当社に直接送金されているため、日本における源泉所得税等の源泉徴収はされていない。日本とX国とは租税条約等を締結しておらず、X国におけるC社の課税所得の計算上、この剰余金の配当は損金に算入されていないものである。また、C社の所得に対しては外国子会社合算税制の適用はない。

(注4) N外国債券は、外国法人が日本の国外で発行した円貨建ての債券であり、年1回、利子が払われるものである。当社は、N外国債券を前期以前より保有し、発行会社の所在地であるY国で利子に係る外国税100,000円を源泉徴収され、平成30年3月20日に外国税控除後の利子を受け取った。当該債券の利子は、その発行会社より当社に直接送金されているため、日本における源泉所得税等の源泉徴収はされていない。なお、日本とY国とは租税条約等を締結していない。

平成30年論文式租税法

(注5) 定期預金は、平成29年9月21日に預け入れたものであり、満期日である平成30年3月20日に預入日からの利子を受領している。満期日以降、定期預金は継続していない。

(注6) 「計算期間」は、前回の配当等に係る基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日までの期間を記している。

(注7) 「収入金額」は、源泉所得税額等及び外国税額の控除前の金額である。

(2) 受取配当等の益金不算入額の計算上、関連する資料は次のとおりである。

- ① 当社が当期に支払った負債利子(手形割引料及びそれに準ずるものを含む。)の金額は15,000,000円である。
- ② 当社の確定した決算における貸借対照表に計上されている金額は、次のとおりである。

項 目	前期末残高	当期末残高
総資産額	8,184,314,600円	8,590,685,400円
A社株式(注)	95,179,250円	95,179,250円
B社株式	0円	10,000,000円
繰延税金資産	15,000,000円	19,000,000円
国内完全子会社からの借入金	100,000,000円	100,000,000円

(注) A社株式の取得価額が税務上の時価よりも低い金額であったことから、税務上、A社株式の取得価額に加算している金額が10,000,000円あり、前期より申告調整をしている。また、A社株式以外の有価証券の会計上と税務上の帳簿価額は一致している。

- ③ 受取配当等の額から控除する負債利子の額の計算は原則法によるものとし、上記以外の事項は考慮する必要はないものとする。

3. D社による自社株買いに関する資料

D社株式は、非上場の内国法人の株式である。当社は、D社の発行済株式総数200,000株のうち5,000株を前期以前より継続して保有している。D社株式の帳簿価額は1株当たり650円であり、税務上の帳簿価額と一致している。D社は、平成29年6月30日に自社株買いを実施し、当社は、保有するD社株式のうち2,500株を1株当たり1,900円(時価)でD社に譲渡した。当社は、この譲渡について、次の会計処理を行っており、D社が譲渡対価の支払に際して控除した源泉所得税額等(税率:20.42%)を法人税等に計上した。なお、D社における自社株買い直前の資本金等の額は、200,000,000円であった。

(借方) 現金預金	XXX,XXX,XXX円	(貸方) D社株式	1,625,000円
法人税等	XXX,XXX,XXX円	D社株式売却益	3,125,000円

4. 子会社の清算に関する資料

当社は、平成26年10月1日に当社と資本関係のない第三者からE社の発行済株式の全てを25,000,000円で購入し、その後継続して保有してきた。しかし、経営統合の成果を出すことができず、継続して業績が不振であったため、E社を清算することとし、平成29年6月30日に解散を決議した。その後、同年12月15日に残余財産が確定し、同年12月28日に当社に対して残余財産2,000,000円を分配し、清算終了した。なお、この清算時におけるE社株式の会計上の帳簿価額は13,000,000円であり、前期以前にE社株式に対する評価損12,000,000円を計上したが、税務上、この評価損は認められないため、申告調整をしてきている。また、この残余財産の分配により、配当等の額とみなされる金額は生じていない。

当社は、E社の清算に伴う残余財産の受領時に、次の会計処理を行った。

(借方) 現金預金 2,000,000円 (貸方) E社株式 13,000,000円
 E社清算損 11,000,000円

5. 減価償却に関する資料

(1) 当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは、下表のとおりである。なお、当社は設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。

種類・細目等	取得価額	事業の用に供した日	当期に計上した費用及び損失の額	法定耐用年数
機械装置F	30,000,000円	平成29年6月1日	減価償却費：10,000,000円	10年
機械装置G	150,000,000円	平成25年6月1日	減価償却費：12,800,000円	10年
(資本的支出)		平成29年6月1日	修繕費：15,000,000円	
パソコンH	3,000,000円	平成28年10月1日	減価償却費：750,000円 固定資産除却損：1,500,000円	4年
ソフトウェアJ	5,000,000円	平成28年9月1日	減価償却費：1,670,000円	5年

- ① 中古の機械装置Fは、平成29年6月1日に30,000,000円で取得し、事業の用に供するための資本的支出を必要とせず、直ちに事業の用に供している。機械装置Fの法定耐用年数は10年であり、取得時において5年が経過していた。当社は、使用可能期間を合理的に見積もることができなかつたため、法定耐用年数から経過年数を差し引いて計算した年数5年を耐用年数とする定率法により、当期の減価償却費を計上している。
- ② 機械装置Gは、平成25年6月1日に150,000,000円で取得し、同日から事業の用に供し、法定耐用年数による定率法により当期の減価償却費を計上している。機械装置Gの当期期首における税務上の未償却残高は64,000,000円であり、減価償却超過額はない。また、平成29年6月1日に、機械装置Gの改良を行い、15,000,000円の資本的支出を行っているが、その全額を修繕費として費用処理した。なお、資本的支出部分は、直ちに事業の用に供した。

平成30年論文式租税法

③ パソコンHは、平成28年10月1日に1台当たり150,000円で20台購入し、直ちに事業の用に供している。会計上は、耐用年数を合理的に見積もった年数4年とする定率法により当期の減価償却費を計上している。他方、税務上は、法人税法施行令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定を適用している。なお、当期において、平成29年11月25日に、これらのパソコンを全て除却し、次の会計処理を行った。

(借方) 減価償却費 750,000円 (貸方) 器具備品 3,000,000円
 減価償却累計額 750,000円
 固定資産除却損 1,500,000円

④ ソフトウェアJは、平成28年9月1日に5,000,000円で取得し、直ちに事業の用に供している。会計上は、ソフトウェアのライフサイクルを考慮して見積もった年数3年を耐用年数とする定額法により当期の減価償却費を計上している。なお、前期より繰り越された減価償却超過額が390,833円ある。

(2) 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却率等は下表のとおりである。

法定耐用年数		3年	4年	5年	6年	10年
定額法	償却率	0.334	0.250	0.200	0.167	0.100
	改定償却率	1.000	1.000	0.500	0.334	0.250
定率法	保証率	0.11089	0.12499	0.10800	0.09911	0.06552

6. 役員給与に関する資料

当社は、平成29年6月23日に株主総会を開催し、その後の取締役会において、各取締役の給与を決定したが、当社の業績が好調であったことから、平成29年12月15日に開催した取締役会において、専務取締役K及び常務取締役Lに対する月額給与を増額している。なお、各取締役への給与の支払等の状況は、次のとおりである。専務取締役K及び常務取締役Lに対して支給する賞与については、適法に事前確定届出給与の届出を行っており、届出どおりに支払が行われている。また、各取締役に支給した給与のうちに、不相当に高額な部分の金額とされるものはない。これらの給与及び賞与は、当期の費用として計上している。

(1) 専務取締役K

平成29年4月から同年12月までは月額1,000,000円、平成30年1月から同年3月までは月額1,150,000円の給与が支払われており、加えて、平成29年6月及び12月に、それぞれ2,000,000円の賞与が支払われている。

このほか、渡切交際費の名目で毎月50,000円を支給し、当期の費用として計上しているが、この支給した全額について、法人の業務のために使用されたものであるか明らかにされていない。

(2) 常務取締役L

平成29年4月から同年12月までは月額800,000円、平成30年1月から同年3月までは月額900,000円の給与が支払われており、加えて、平成29年6月及び12月に、それぞれ1,500,000円の賞与が支払われている。常務取締役Lは、経理部長を兼任していることから、支給された給与のうち、経理部長としての職務に対応する金額は、平成29年4月から同年12月までは月額640,000円、平成30年1月から同年3月までは月額720,000円であり、当社の部長職に対する給与としては標準的な金額である。常務取締役Lに対して支給される経理部長としての給与以外の給与及び賞与は、全て取締役としての職務に対応するものである。

(3) 非常勤取締役M

平成29年4月及び同年10月において、当期分の役員給与として、それぞれ600,000円を支払っている。なお、非常勤取締役Mに対する給与については、事前確定届出給与の届出は行っていない。

7. 租税公課に関する資料

当社の当期における未払法人税等の会計上の増減は、以下のとおりであった。なお、前期の決算においては、見込納付額と同額の未払法人税等を計上しており、前期の租税公課に係る税務上の調整は、全て適切に行われている。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
未払法人税等				
法人税(注)	90,000,000円	65,000,000円	90,000,000円	65,000,000円
住民税	16,000,000円	11,250,000円	16,000,000円	11,250,000円
事業税等	44,000,000円	14,750,000円	44,000,000円	14,750,000円
合 計	150,000,000円	91,000,000円	150,000,000円	91,000,000円

(注) 地方法人税が含まれている。

(1) 平成29年5月30日に、前期分の見込納付額150,000,000円(法人税及び地方法人税90,000,000円、住民税16,000,000円、事業税等44,000,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 150,000,000円 (貸方) 現金預金 150,000,000円

平成29年6月30日に、前期分の確定申告書を提出し、確定申告に基づく納付すべき税額は合計130,000,000円(法人税及び地方法人税77,000,000円、住民税14,500,000円、事業税等38,500,000円)であった。その後、平成29年8月に、確定税額と見込納付額との差額が入金され、次の会計処理を行った。

(借方) 現金預金 20,000,000円 (貸方) 未払法人税等 20,000,000円

(2) 平成29年12月8日に、当期の中間納付額を支払ったが、納期限後の納付となった。中間納付額は合計65,000,000円(法人税及び地方法人税38,500,000円、住民税7,250,000円、事業税等19,250,000円)であり、納付時に次の会計処理を行った。

(借方) 仮払法人税等 65,000,000円 (貸方) 現金預金 65,000,000円

本決算において、未払法人税等の期末残高が、当期の確定申告見込納付額91,000,000円(法人税及び地方法人税65,000,000円、住民税11,250,000円、事業税等14,750,000円)になるように、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等 117,500,000円 (貸方) 未払法人税等 71,000,000円
 租税公課 18,500,000円 仮払法人税等 65,000,000円

(3) 税効果会計の適用に関して、次の会計処理を行った。

(借方) 繰延税金資産 4,000,000円 (貸方) 法人税等調整額 4,000,000円

(4) 租税公課勘定に、申告調整の要否の検討を要するものとして、次のものが含まれている。

- ① 法人税等の中間納付額を納期限後に支払ったことに対する延滞税及び延滞金：6,200円
- ② 固定資産税(平成29年4月3日が賦課決定日)の年間一括納税額：6,800,000円
- ③ 従業員が業務上、自動車の運転中に交通違反をして支払った反則金：30,000円

8. 源泉所得税等及び外国税に関する資料

(1) 「2. 受取利息及び受取配当金等に関する資料」に記載されている内国法人からの剰余金の配当及び預金利息に係る会計処理は、次のとおりである。

(借方) 現金預金 1,930,340円 (貸方) 受取配当金 2,300,000円
 法人税等 469,660円 受取利息 100,000円

(2) 「2. 受取利息及び受取配当金等に関する資料」に記載されている外国法人からの配当金及び外国債券の利子に係る会計処理は、次のとおりである。

(借方) 現金預金 9,825,000円 (貸方) 受取配当金 10,500,000円
 租税公課 1,675,000円 受取利息 1,000,000円

(3) 「3. D社による自社株買いに関する資料」に記載されている取引に係る会計処理は、同資料に記載のとおりである。

(4) X国及びY国において源泉徴収された外国税について外国税額控除を適用する場合、その外国税の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額に該当するものとする。また、法人税法第69条第1項に規定する控除限度額は300,000円である。

9. 交際費等に関する資料

- (1) 当期の損益計算書上、交際費に計上されている事項は、次のとおりである。
- ① 平成29年6月23日に開催された株主総会後に取り締役及び監査役のみで行われた飲食費が300,000円ある。
 - ② 当期に当社役員及び営業社員が得意先を招いて行ったゴルフプレー費が2,200,000円ある。
 - ③ 当期に行った得意先接待のための飲食費で1人当たりの支出金額が5,000円を超えるものが合計3,000,000円ある。
 - ④ 当期に行った得意先接待のための飲食費で1人当たりの支出金額が5,000円以下のものが合計5,000,000円ある。
- (2) 当期の決算において、支出時に詳細が不明であったことから、仮払金に計上したままとなっている交際費(全て得意先接待のための飲食費で1人当たりの支出金額が5,000円を超えているもの)が855,000円ある。
- (3) 上記(1)及び(2)において、交際費等に係る控除対象外消費税額等については考慮しない。

10. 寄附金に関する資料

- (1) 当期における寄附金の税務処理として検討を要するものは、次のとおりである。
- ① 当期に支出して、費用として会計処理を行った特定公益増進法人に対する寄附金が4,700,000円ある。
 - ② 当期に支出して、費用として会計処理を行った地域の祭事への寄附が1,500,000円ある。
 - ③ 平成29年3月30日に宗教法人Pへの寄附の申込みを行い、前期末に未払金として費用処理を行い、当期に支出したものが2,500,000円ある。
 - ④ 平成30年3月30日に社会福祉法人Qへの寄附の申込みを行ったが、当期末において支出していないため、当期において未払金として費用処理を行ったものが3,000,000円ある。
- (2) 寄附金の損金算入限度額の計算においては、次の金額を使用すること。
- ・当期の所得の金額(法人税申告書別表四の仮計欄の金額)：450,000,000円
 - ・当期末における資本金等の額：1,005,000,000円

11. 欠損金に関する資料

- (1) 当社には、前々期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)に生じた税務上の欠損金のうち、前期までに損金の額に算入されずに繰り越された金額が15,000,000円ある。
- (2) 「4. 子会社の清算に関する資料」に記載されているE社には、次のとおりの税務上の欠損金があった。これらの欠損金は、E社において、損金の額に算入されておらず、欠損金の繰戻しによる還付の計算の基礎とされていないものであり、平成26年9月30日以前から保有している資産の譲渡等により生じた損失は含まれていない。また、平成26年9月30日において、E社の税務上の簿価純資産価額と時価純資産価額は一致していた。E社は、設立以来、他の会社と合併した事実はない。なお、E社は過去から継続して適法に青色申告書を提出してきている。

欠損金が生じた事業年度	欠損金額
自平成25年10月1日 至平成26年9月30日	5,000,000円
自平成26年10月1日 至平成27年9月30日	4,000,000円
自平成27年10月1日 至平成28年9月30日	3,000,000円
自平成28年10月1日 至平成29年6月30日	10,750,000円
自平成29年7月1日 至平成29年12月15日	1,250,000円

- (3) 当社の欠損金控除前の所得金額は、460,000,000円である。

問 2 当社は、設立時より資本金の額が50,000,000円である電気製品卸売業を営む株式会社であり、株主は全て個人である。当社の当期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)における納付すべき法人税額の計算に関して、以下の[資料] 1.～5.に基づき、次の[問] 1.及び[問] 2.に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。消費税及び地方消費税は考慮する必要はない。

[問]

1. 次の[資料] 1.～4.の会計処理について、当期の所得の金額の計算上、申告調整すべき金額を答えなさい。

[問]

2. [資料] 5.(2)に基づき、当期の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の計算において使用される貸倒実績率を計算しなさい。なお、貸倒実績率は小数点第4位未満の端数を切り上げる。

[資料]

1. 得意先A社に対する債権に関する事項

得意先A社に対して当期末に売掛金 3,000,000 円及び貸付金 4,000,000 円を有しているが、A社との継続的な取引を停止し、取引停止の時、最後の弁済期及び最後の弁済の時のいずれの時からも1年6か月以上を経過したため、当期末に次の会計処理を行った。なお、貸付金は、平成28年6月15日に売掛金から準消費貸借契約により貸付金に振り替えたものである。また、A社に対するこれらの債権の担保として、A社所有の土地に抵当権を設定しており、当期末における担保価値は1,000,000円と見積もられる。

(借方) 貸倒損失	2,999,999円	(貸方) 売掛金	2,999,999円
貸倒損失	3,999,999円	貸付金	3,999,999円

2. 得意先B社に対する債権に関する事項

得意先B社に対する売掛金 5,000,000 円のうち 4,000,000 円は、平成23年5月13日の再生計画認可の決定により切り捨てられていたが、前期まで会計処理をしていなかった。このため、当期末に次の会計処理を行った。なお、平成23年5月13日を含む事業年度において、この4,000,000円は申告調整により損金の額に算入されている。

(借方) 貸倒損失	4,000,000円	(貸方) 売掛金	4,000,000円
-----------	------------	----------	------------

3. 得意先C社に対する債権に関する事項

得意先C社に対して売掛金 10,000,000 円を有していたが、平成27年7月7日に更生計画認可の決定があり、6,500,000円は切り捨てられ、残額の3,500,000円については、平成28年1月末日を第1回として、毎年1月末日に、500,000円ずつ7回で分割弁済されることとなり、過去3回は計画どおりに弁済されている。この切り捨てられた金額6,500,000円については、更生計画認可の決定のあった事業年度において、貸倒損失として費用処理をしたが、分割弁済額については、前期まで、何ら会計処理をしていなかった。そこで、当期に次の会計処理を行い、売掛金残高の全額を貸倒引当金に繰り入れた。

(借方) 貸倒引当金繰入額	2,000,000円	(貸方) 貸倒引当金	2,000,000円
---------------	------------	------------	------------

4. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金に関する事項

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金について、当期末に次のとおり会計処理を行った。なお、前期まで、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れは行っていなかった。

(借方) 貸倒引当金繰入額	8,000,000円	(貸方) 貸倒引当金	8,000,000円
---------------	------------	------------	------------

5. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の計算に関する資料

(1) 当期末の金銭債権の金額は次のとおりであり、[資料] 1. と 2. の会計処理を行った後の金額である。なお、債務者から受け入れた金額があるため、その全部又は一部が実質的に債権とみられない金銭債権はない。また、当期に計上されている貸倒引当金は、[資料] 3. と 4. において会計処理が行われたもののみである。

- ・受取手形：154,600,000 円
- ・売掛金：520,560,501 円
- ・貸付金：33,500,001 円
- ・未収入金：15,600,000 円

(2) 貸倒実績率の計算の基礎となる前期以前の各事業年度末における一括評価金銭債権の金額、売掛債権等に係る貸倒損失の金額等は、次のとおりである。

事業年度	各事業年度末における一括評価金銭債権の金額	売掛債権等に係る貸倒損失の金額	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金戻入額
自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日	650,000,000 円	2,000,000 円	3,000,000 円	1,000,000 円
自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	640,000,000 円	1,400,000 円	1,200,000 円	3,000,000 円
自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日	680,000,000 円	1,500,000 円	4,000,000 円	1,200,000 円
自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日	710,000,000 円	8,000,000 円	1,500,000 円	4,000,000 円
自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日	720,000,000 円	2,600,000 円	0 円	1,500,000 円

(3) 卸売業について、租税特別措置法第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) で規定する政令で定める割合 (法定繰入率) は 1,000 分の 10 である。

問題 2 居住者であるA(55歳)の平成29年分の所得税の計算について、以下の[資料]1.～7.に基づき、次の[問]1.～[問]4.に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、平成29年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

1. 事業所得の金額の計算に関して、次の金額を答えなさい。
- (1) 事業所得の総収入金額
 - (2) [資料]2.(3)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額
 - (3) [資料]2.(4)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる減価償却費の金額
 - (4) 青色申告特別控除額

[問]

2. 次の各所得の金額を答えなさい。
- (1) 不動産所得の金額
 - (2) 給与所得の金額
 - (3) 総合課税となる譲渡所得の金額
 - (4) 一時所得の金額
 - (5) 雑所得の金額

[問]

3. 土地建物等の譲渡所得の金額の計算に関して、次の金額を答えなさい。なお、取得費の計算に複数の方法がある場合は、取得費が最も多くなる方法により計算しなさい。
- (1) 土地の取得費の金額
 - (2) 建物の取得費の金額

[問]

4. 次の所得控除の金額を答えなさい。
- (1) 医療費控除の金額
 - (2) 社会保険料控除の金額
 - (3) 生命保険料控除の金額
 - (4) 扶養控除の金額

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) Aは、衣料品の小売業を営む傍ら、部屋数6室のアパートを所有し、賃貸を行っている。なお、この不動産賃貸業は事業的規模といえない程度のものである。
- (2) Aの家族構成は、妻B(55歳)、長男C(30歳)、長女D(24歳)であり、全て生計を一としている。BはAの衣料品小売業の青色事業専従者である。Cは翻訳業としての事業所得があり、平成29年分の総所得金額は3,530,000円である。Dは学生であり、Aのアパートの賃貸業でアルバイトをしており、それ以外に収入はない。なお、年齢はいずれも、平成29年12月31日現在におけるものである。
- (3) Aは、事業の開始時より青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けており、事業所得及び不動産所得に係る取引を複式簿記により記帳し、この記帳に基づく損益計算書及び貸借対照表を添付した確定申告書を、法定申告期限内に提出している。
- (4) Bに対して支給する青色事業専従者給与に関する届出は、適法になされており、届け出した金額の範囲内で給与が支払われている。
- (5) 減価償却資産の償却方法については、届出を行っていない。
- (6) 消費税及び地方消費税については考慮しない。

2. 衣料品の小売業に関連する事項

- (1) 衣料品の小売業に関連した平成29年の収入は、次のとおりである。
 - ① 衣料品の売上高は9,500,000円である。
 - ② 事業用に使用していたパソコン(取得価額95,000円)の売却による収入が5,000円ある。
なお、このパソコンは、Aの業務の性質から判断して基本的に重要なもの(少額重要資産)とはいえないものである。
 - ③ 事業資金のための預金に係る利息(源泉所得税等控除前)が1,500円ある。
- (2) 商品のスーツ1着(販売価格60,000円、仕入価格45,000円)をAの衣料として自家消費した。仕入価格は仕入高として必要経費に計上されているが、販売価格60,000円は、上記(1)①の売上高には含まれていない。
- (3) 事業に使用している店舗の建物はBの所有であり、AはBから賃借して、平成29年1月から同年12月まで毎月20,000円、年間合計240,000円の家賃を支払っている。この建物は、平成20年7月1日に、Bが所有している土地に取得価額10,000,000円で建築したものであり、法定耐用年数は22年である。また、この建物及び敷地について平成29年に賦課決定通知のあった固定資産税80,000円は、所有者であるBが負担している。

- (4) 事業に使用しているA所有の減価償却資産は次のとおりである。なお、平成28年以前に、事業所得の金額の計算上、減価償却費を計上していない年がある。

内容	業務の用に供した年月	法定耐用年数	取得価額	平成29年1月1日現在の帳簿価額
事務機器1台	平成23年1月	5年	350,000円	70,000円
エアコン1台	平成25年7月	6年	300,000円	174,750円

- (5) 青色申告特別控除前の事業所得の金額は、2,000,000円以上である。

3. アパートの賃貸業に関連する事項

- (1) 平成29年のアパートの賃貸による家賃収入は合計4,320,000円であり、この家賃以外の収入はない。
- (2) Aは、Dにアパートの清掃及び管理等を依頼しており、平成29年1月から同年12月まで毎月35,000円、年間合計420,000円のアルバイト代を支払っている。
- (3) 上記(2)のアルバイト代以外の平成29年の経費の合計は3,780,000円であり、大規模な修繕を行ったことによる多額の支払が含まれており、この経費の全額は必要経費として認められるものである。

4. 居住用財産の譲渡に関する事項

- (1) Aは、自己が所有し、居住用に使用していた建物及びその敷地を、平成29年2月20日に売却した。売却価額は49,000,000円(内訳は土地30,000,000円、建物19,000,000円)である。平成19年1月30日に土地を取得し、その上に建物を建築したもので、建物の取得日は平成19年11月5日であり、平成19年11月25日から平成29年2月5日まで居住していたものである。なお、この建物は木造であり、法定耐用年数は22年である。
- (2) 上記(1)の土地の購入価格は25,000,000円であり、この土地に関して次の費用を支出している。
- ・土地購入のための仲介手数料：850,000円
 - ・土地購入の売買契約書に貼付した印紙代：15,000円
 - ・所有権移転登記のための登録免許税：250,000円
- (3) 上記(1)の建物の建築費用は23,000,000円である。なお、建物の取得費の計算に当たり、建築費用以外の費用を考慮する必要はない。

5. 所得金額の計算に関する上記以外の事項

- (1) AはY株式会社の非常勤取締役役に就任しており、平成29年分の役員報酬として2,400,000円(源泉所得税等の税引前の金額)を受け取っている。なお、取締役会への出席など非常勤取締役の業務のために要した交通費が72,000円あるが、この交通費はY株式会社から支給されていない。

平成30年論文式租税法

- (2) Aは平成29年に自己の所有するゴルフ会員権及び絵画を売却した。その詳細は次のとおりであるが、いずれの資産もAの趣味のために所有していたものであり、いずれの資産も使用又は期間の経過により減価する資産ではない。

売却した資産	売却年月日	取得年月日	売却価額	取得価額	売却のために要した費用
ゴルフ会員権1口	平成29年6月6日	平成24年9月10日	3,000,000円	2,850,000円	600,000円
絵画1点	平成29年7月19日	平成26年12月9日	3,800,000円	2,500,000円	100,000円

- (3) Aは平成29年9月に生命保険契約による満期保険金5,000,000円を受け取った。この生命保険契約の保険料はAが負担しており、支払った保険料の総額は4,400,000円である。なお、保険期間は30年である。
- (4) Aが趣味で執筆している随筆が平成29年に文芸雑誌に掲載され、その原稿料として150,000円(源泉所得税等の税引前の金額)を受け取っている。この随筆の執筆のための交通費等の取材費は12,000円である。

6. 所得控除に関する事項

- (1) 平成29年分のAの総所得金額は4,200,000円である。
- (2) 平成29年にAが支払った医療費等は次のとおりである。なお、保険金等で補填される金額はない。

医療等を受けた人	医療等の内容	支払金額
A	歯科医師による治療費	205,000円
A	病気の治療のための薬品購入代	8,400円
B	医師による治療費	15,000円
C	医師による治療費	39,000円
D	医師による治療費	7,000円

- (3) 平成29年にAが支払った社会保険料(国民年金保険料及び国民健康保険料)は次のとおりである。なお、支払額には前納保険料部分はない。

内容	支払金額
A自身の社会保険料	1,047,000円
Bが負担すべき社会保険料	197,000円
Cが負担すべき社会保険料	197,000円
Dが負担すべき社会保険料	197,000円

平成30年論文式租税法

(4) 平成 29 年に、A は生命保険会社との契約に基づく保険料を次のとおり支払った。

保険の内容	保険金受取人	契約締結年月	支払保険料の額
生命保険	B	平成 29 年 6 月	55,000 円
介護医療保険	A	平成 29 年 6 月	20,000 円
個人年金保険	A	平成 2 年 4 月	95,000 円

(5) 確定申告書への必要書類の添付等、所得控除を受けるために必要な手続は適法に行うものとする。

7. 参考資料

(1) 減価償却資産の償却率等は、下表のとおりである。

償却方法	定額法	定率法					
	取得時期	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで			平成 24 年 4 月 1 日以後		
法定耐用年数	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
5 年	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6 年	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
11 年	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
14 年	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
22 年	0.046	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
28 年	0.036	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
33 年	0.031	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
35 年	0.029	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
44 年	0.023	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664

平成30年論文式租税法

(2) 所得税法第 28 条第 4 項に規定する給与所得控除後の給与等の金額(別表第五)は、次のとおりである(抜粋)。

給与等の金額		給与所得控除後の 給与等の金額
以上	未満	
2,324,000 円	2,328,000 円	1,446,800 円
2,328,000 円	2,332,000 円	1,449,600 円
2,360,000 円	2,364,000 円	1,472,000 円
2,364,000 円	2,368,000 円	1,474,800 円
2,396,000 円	2,400,000 円	1,497,200 円
2,400,000 円	2,404,000 円	1,500,000 円

問題 3

- 問 1** 医療用機器の製造・販売及び福祉用具の仕入・販売を行うP株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)における納付すべき消費税額の計算に関して、次の[資料] 1.～6.に基づき、以下の[問] 1.～[問] 4.に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は日本国内(以下、「国内」という。)に本社を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、これまで簡易課税制度の選択届出書を提出したことはない。
- (2) 問題文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (3) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、全て8% (うち国税である消費税の税率6.3%)とする。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載要件を全て満たした上で、適法に保存されている。また、輸出取引等は、輸出取引等であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものである。
- (5) 当社の組織は、医療用機器事業部及び福祉用具事業部並びに本社管理部からなる。福祉用具事業部は、国内取引部門と輸出取引部門に分かれている。また、B国に設置した支店(以下、「B国支店」という。)がある。
- (6) 個別対応方式による仕入税額控除に当たっては、問題文及び法令等で特別の指示がある場合を除き、医療用機器事業部の費用は課税資産の譲渡等にものみ要するもの、福祉用具事業部のうち国内取引部門の費用はその他の資産の譲渡等にものみ要するもの、本社管理部の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとする。なお、福祉用具事業部のうち輸出取引部門の費用は非課税資産の輸出取引にものみ要するものである。
- (7) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に必要な情報は、以下の[資料] 2.～6.で全て網羅されている。

2. 医療用機器X品の輸入及び販売に関する事項

当社は、医療用機器事業部において、医療用機器X品(以下、「X品」という。)を国外事業者であるA社(A国に本店を有し、国内に支店を設けていない。)より輸入し、国内の病院・診療所に販売している。

X品について、当課税期間における売上高、仕入高の金額及び補足情報は、次のとおりである。

項目	金額	補足情報
国内売上高	2,592,000,000円	課税資産の譲渡である。
輸入仕入高	2,160,000,000円	X品をA社より輸入して仕入れたものである。この金額には、X品を保税地域から引き取る際に納付した消費税の額126,000,000円及び地方消費税の額34,000,000円が含まれている。

3. 医療用機器Y品の部品仕入・製造及び販売に関する事項

当社は、医療用機器事業部において、国内の事業者より仕入れた部品を組み立て、当社が開発したソフトウェアのインストールを行うことにより医療用機器Y品(以下、「Y品」という。)を製造し、その完成したY品を国内の病院・診療所に販売している。また、当社は、国外事業者であるB社(B国に本店を有し、国内に支店を設けていない。)に対し、仕入れた部品の供給及び当社のソフトウェアライセンスの供与を行うことで、B国におけるY品の独占的な製造・販売を認めている。

Y品について、当課税期間における売上高、仕入高等の金額及び補足情報は、次のとおりである。

項目	金額	補足情報
完成品国内売上高	950,400,000円	課税資産の譲渡である。
部品輸出売上高	200,000,000円	課税資産の譲渡である。
使用料売上高	176,000,000円	B社より受領した当社が所有するソフトウェアのライセンス使用料であり、このソフトウェアの権利は国内で登録されたものである。なお、本ライセンスの供与は、電気通信利用役務の提供には該当しない。
保守・修理売上高	30,000,000円	Y品に関する保守・修理売上高であり、B国支店において実施したものである。
部品仕入高	648,000,000円	課税仕入れである。
労務費・製造経費	415,000,000円	Y品に係る製造費用であり、課税仕入れとなるものが、135,000,000円ある。

4. 福祉用具Z品の仕入及び販売に関する事項

当社は、福祉用具事業部において、国内の製造業者より仕入れた福祉用具Z品(以下、「Z品」という。)を、特段の加工を行うことなく、国内及び国外に販売している。Z品は、消費税法別表第一(第6条関係)第10号に規定する身体障害者用物品に該当する商品である。

Z品について、当課税期間における売上高、仕入高の金額及び補足情報は、次のとおりである。

項目	金額	補足情報
国内売上高	1,198,000,000円	国内で仕入れ、国内及び国外に販売しているZ品は、全て身体障害者用物品に該当しており、他の用途に転用できないものである。
輸出売上高	120,000,000円	
国内仕入高	998,000,000円	

平成30年論文式租税法

5. 販売費及び一般管理費に関する事項

項目	金額	補足情報																						
役員報酬	54,000,000円	役員は全員経営全般に携わっている。金額の中に通勤手当は含まれていない。																						
給与手当	400,000,000円	<p>内訳は次のとおりである。通勤手当は、全て通勤に通常必要であると認められる金額であり、本社管理部の通勤手当には、所得税法上の非課税限度額を超える部分の金額が300,000円含まれている。</p> <table border="0"> <tr> <td>医療用機器事業部</td> <td>288,000,000円</td> </tr> <tr> <td>（うち通勤手当）</td> <td>9,600,000円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具事業部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内取引部門に係るもの</td> <td>72,000,000円</td> </tr> <tr> <td>（うち通勤手当）</td> <td>6,000,000円</td> </tr> <tr> <td>輸出取引部門に係るもの</td> <td>14,400,000円</td> </tr> <tr> <td>（うち通勤手当）</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>本社管理部</td> <td>17,800,000円</td> </tr> <tr> <td>（うち通勤手当）</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>B国支店</td> <td>7,800,000円</td> </tr> <tr> <td>（うち通勤手当）</td> <td>250,000円</td> </tr> </table>	医療用機器事業部	288,000,000円	（うち通勤手当）	9,600,000円	福祉用具事業部		国内取引部門に係るもの	72,000,000円	（うち通勤手当）	6,000,000円	輸出取引部門に係るもの	14,400,000円	（うち通勤手当）	1,800,000円	本社管理部	17,800,000円	（うち通勤手当）	2,800,000円	B国支店	7,800,000円	（うち通勤手当）	250,000円
医療用機器事業部	288,000,000円																							
（うち通勤手当）	9,600,000円																							
福祉用具事業部																								
国内取引部門に係るもの	72,000,000円																							
（うち通勤手当）	6,000,000円																							
輸出取引部門に係るもの	14,400,000円																							
（うち通勤手当）	1,800,000円																							
本社管理部	17,800,000円																							
（うち通勤手当）	2,800,000円																							
B国支店	7,800,000円																							
（うち通勤手当）	250,000円																							
旅費交通費	73,000,000円	<p>内訳は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>国内交通費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療用機器事業部</td> <td>29,600,000円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具事業部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内取引部門に係るもの</td> <td>15,120,000円</td> </tr> <tr> <td>輸出取引部門に係るもの</td> <td>3,200,000円</td> </tr> <tr> <td>本社管理部</td> <td>14,720,000円</td> </tr> <tr> <td>国外交通費</td> <td>10,360,000円</td> </tr> </table>	国内交通費		医療用機器事業部	29,600,000円	福祉用具事業部		国内取引部門に係るもの	15,120,000円	輸出取引部門に係るもの	3,200,000円	本社管理部	14,720,000円	国外交通費	10,360,000円								
国内交通費																								
医療用機器事業部	29,600,000円																							
福祉用具事業部																								
国内取引部門に係るもの	15,120,000円																							
輸出取引部門に係るもの	3,200,000円																							
本社管理部	14,720,000円																							
国外交通費	10,360,000円																							
賃借料	148,520,000円	<p>内訳は次のとおりである。なお、B国支店の賃借料及び借上社宅家賃以外は、国内における事務所及び倉庫に係る賃借料である。</p> <table border="0"> <tr> <td>医療用機器事業部</td> <td>92,000,000円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具事業部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内取引部門に係るもの</td> <td>18,000,000円</td> </tr> <tr> <td>輸出取引部門に係るもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>本社管理部</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>B国支店</td> <td>9,600,000円</td> </tr> <tr> <td>借上社宅家賃</td> <td>9,720,000円</td> </tr> </table> <p>借上社宅は全て国内にあり、上記の金額は、社宅を利用している従業員から徴収した本人負担額1,880,000円を控除した残額である。</p>	医療用機器事業部	92,000,000円	福祉用具事業部		国内取引部門に係るもの	18,000,000円	輸出取引部門に係るもの	3,000,000円	本社管理部	16,200,000円	B国支店	9,600,000円	借上社宅家賃	9,720,000円								
医療用機器事業部	92,000,000円																							
福祉用具事業部																								
国内取引部門に係るもの	18,000,000円																							
輸出取引部門に係るもの	3,000,000円																							
本社管理部	16,200,000円																							
B国支店	9,600,000円																							
借上社宅家賃	9,720,000円																							
広告宣伝費	78,480,000円	<p>内訳は次のとおりである。なお、C社に委託した広告以外は、全て国内の事業者へ委託している。</p> <table border="0"> <tr> <td>医療用機器事業部</td> <td>39,600,000円</td> </tr> </table> <p>このうち6,000,000円は、国外事業者であるC社（C国に本店を有し、国内に支店を設けていない。）が国内に向けて配信するインターネット広告料であり、この支払金額に消費税及び地方消費税の額は含まれていない。なお、この広告は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものであり、当課税期間に実施したものである。</p>	医療用機器事業部	39,600,000円																				
医療用機器事業部	39,600,000円																							

平成30年論文式租税法

平成30年論文式租税法

		福祉用具事業部 国内取引部門に係るもの 21,600,000 円 本社管理部 17,280,000 円
その他の経費	60,000,000 円	全て課税仕入れであり、内訳は次のとおりである。 医療用機器事業部 16,200,000 円 福祉用具事業部 国内取引部門に係るもの 8,400,000 円 本社管理部 35,400,000 円

6. 営業外損益に関する事項

項目	金額	補足情報
受取利息	120,000 円	国内預金の利息である。
受取配当金	600,000 円	所有株式に係る剰余金の配当である。
雑収入	31,320,000 円	当期に東京労働局から交付された助成金 5,400,000 円と Y 品の製造過程において生じたスクラップを国内の事業者へ売却した収入 25,920,000 円の合計額である。
支払利息	4,320,000 円	借入金の利子である。

平成30年論文式租税法

[問]

1. 当課税期間における消費税額の計算に関して、次の金額を求めなさい。
 - (1) 課税標準額(千円未満の端数切捨て)
 - (2) 課税標準額に対する消費税額

[問]

2. 当課税期間における課税売上割合の計算に関して、次の金額を求めなさい。
 - (1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)
 - (2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)
 - (3) 非課税資産の輸出等の金額
 - (4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)
 - (5) 課税売上割合の計算式の分子の金額
 - (6) 課税売上割合の計算式の分母の金額

[問]

3. 当課税期間における控除対象仕入税額を計算するための課税仕入れ等に係る消費税額を、次の(1)～(3)に区分して答えなさい。

- (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの
- (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの
- (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

[問]

4. 個別対応方式と一括比例配分方式のそれぞれにより、当課税期間における控除対象仕入税額を答えなさい。なお、[問] 2. の計算結果にかかわらず、課税売上割合は60.0%として計算すること。

- (1) 個別対応方式による控除対象仕入税額
- (2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

問 2 出版業を営むQ株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)における調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整について、次の[資料] 1.～3.に基づき、以下の[問]に答えなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、国内に本店を置く株式会社で、従来、課税資産である学習用書籍の販売のみを行っていたが、数年前より、学校教育法に規定する教科用図書の販売(消費税法別表第一(第6条関係)第12号に該当するものである。)を開始したことから、課税売上割合が著しく低下している。
- (2) 設立以来、当社の各課税期間における課税売上高は5億円を超えており、控除対象仕入税額の金額の計算は一括比例配分方式によって行っている。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税抜方式を採用しており、問題文中に記載されている金額は全て消費税及び地方消費税の額を除いた金額である。

2. 各課税期間における課税売上額及び非課税売上額に関する事項

最近の課税期間における課税売上額及び非課税売上額は、下表のとおりである。

課税期間	課税売上額	非課税売上額	合 計
自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日	980,000,000 円	20,000,000 円	1,000,000,000 円
自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日	920,000,000 円	230,000,000 円	1,150,000,000 円
自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日	863,600,000 円	1,261,400,000 円	2,125,000,000 円
自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日	682,500,000 円	2,817,500,000 円	3,500,000,000 円

3. 固定資産の取得に関する事項

- (1) 平成 26 年 5 月 10 日に、在庫管理システムを 13,500,000 円で購入し、同日から事業の用に供している。なお、平成 30 年 3 月 31 日において、同資産を引き続き所有している。
- (2) 平成 27 年 9 月 25 日に、次の資産を 20,600,000 円で購入し、同日から事業の用に供している。なお、平成 30 年 3 月 31 日において、同資産を引き続き所有している。

資 産 名	単 価	数 量	金 額
在庫保管用書架	300,000 円	2 組	600,000 円
販売管理システム	20,000,000 円	1 式	20,000,000 円

[問]

次の割合及び金額を答えなさい。なお、(3)の解答に当たり、調整前の控除対象仕入税額から消費税額の調整額を控除する場合は、金額の前に△表示を付け、調整額を記入すること。

- (1) 通算課税売上割合(小数点第 3 位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること)
- (2) 調整対象基準税額
- (3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額